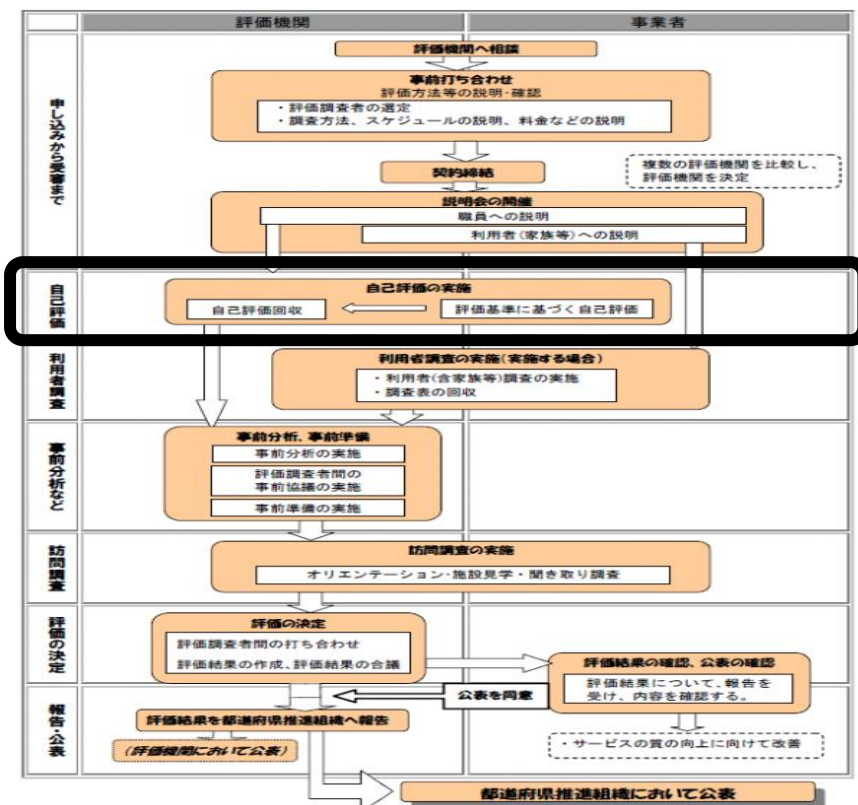


国通知に基づく大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について①

1. 自己評価の実施について

(第三者評価の標準的な手順 (図))

*福祉サービス第三者評価実践マニュアル【Version1】 全社協作成資料



<自己評価の意義とポイント>

*福祉サービス第三者評価調査者実践マニュアル【改定新版】平成31年3月 全社協作成資料 (抜粋)

- 自己評価は第三者評価受審のプロセスであり、自己評価を通じて受審する福祉施設・事業所の職員が日々の福祉サービスを自ら振り返り、気づきを得ることや課題を把握するためにとても大切な取り組みです。
- 第三者評価受審にあたっての自己評価は「第三者評価基準」に基づいて実施します。自己評価を行う際には、評価基準等を十分に読み込み、各評価項目の趣旨・目的とともに、判断基準や着眼点(ポイント)等を理解したうえで、各評価の根拠となる取り組みの状況等を確認することが必要です。

※従前より府が実施する養成研修等で、第三者評価の標準的な手順として「受審する事業所の自己評価結果を活用した第三者評価の実施」を示している。

※今般の国通知に伴い、府では、「自己評価」を第三者評価の手法として新たに明記した。

2. 受審する事業所の負担軽減について

※第三者評価において、評価機関が訪問調査に向けて提出を求める資料を受審事業者の説明し、準備・提出を依頼する手順がある。

※膨大な書類の準備・提出を求めることは、受審事業者に過大な負担をかけることになるため、**今般の国通知に伴い、府では、「評価機関は可能な限り既存資料を活用するなど受審事業者の負担軽減に配慮するよう」第三者評価の手法として新たに明記した。**

(例) 受審事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを第三者評価の際に活用する。